



宮 崎 県 公 報

平成23年10月3日(月曜日) 第 2325 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…… (行政経営課) 1

訓 令

○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令…… (行政経営課) 4

○宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令…… (") 5

公 告

○軽油引取税に係る免税証の無効公告…… (税務課) 6

○宮崎県児童相談所関連業務管理システム構築業務に係る企画提案競技の実施…… (こども家庭課) 6

○土地改良区の設立の認可…… (農村整備課) 7

○市町村宮土地改良事業の施行協議の適当の決定 (") 7

○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…… (管理課) 7

正 誤

○平成23年7月21日付け県公報(号外第62号)中…… 8

規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第45号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則(昭和40年宮崎県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
出先機関 の長	委 任 事 務	出先機関 の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
西臼杵支 庁長	1 [略] 1の2 社会福祉法(昭和26年法律第45号)による次の事務((1)から(12)まで、(14)及び(15)に掲げる事務にあっては、長寿介護課所管の社会福祉法人及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会に係るものに限る。) (1)~(20) [略]	西臼杵支 庁長	1 [略] 1の2 社会福祉法(昭和26年法律第45号)による次の事務((1)から(12)まで、(14)及び(15)に掲げる事務にあっては、長寿介護課所管の社会福祉法人及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会に係るものに限る。) (1)~(20) [略] <u>(21) 第70条の規定による報告の徴収並びに検査及び調査に関すること(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに係るものに限る。)</u>
2~43 [略]		2~43 [略]	
43の2 都市計画法(昭和43年法律第100号)による次の事務		43の2 都市計画法(昭和43年法律第100号)による次の事務	
(1)~(6) [略]		<u>(1) 第23条第6項の規定による協議に関すること。</u>	
43の3~44 [略]		(2)~(7) [略]	
44の2 人にやさしい福祉のまちづくり条例(平成12年宮崎県条例第15号)による次の事務		44の2 人にやさしい福祉のまちづくり条例(平成12年宮崎県条例第15号)による次の事務	
(1) 第17条第1項の規定による公共的施設((1) 第17条の規定による公共的施設(人にや	

	<p>人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則（平成12年宮崎県規則第 119号）別表第 1 の第 1 の表及び第 4 の表公共的施設の欄に掲げるものに限る。以下同じ。）に係る<u>適合証の交付の請求の受理</u>に関すること。</p> <p>(2) 第18条第 1 項の規定による<u>特定公共的施設</u>（人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則別表第 1 の第 1 の表及び第 4 の表<u>特定公共的施設</u>の欄に掲げるものに限る。以下同じ。）に係る<u>届出の受理</u>に関すること。</p> <p>(3) 第18条第 2 項の規定による<u>特定公共的施設</u>に係る<u>届出事項の変更の届出の受理</u>に関すること。</p> <p>(4) 第19条の規定による<u>特定公共的施設</u>に係る<u>工事完了の届出の受理</u>に関すること。</p> <p>(5) 第20条の規定による<u>特定公共的施設</u>に係る<u>完了検査</u>に関すること。</p> <p>(6) 第22条第 1 項の規定による<u>特定公共的施設</u>又は<u>特定公共的施設</u>の工事現場への立入調査に関すること。</p> <p>(7) 第23条第 1 号の規定による<u>特定公共的施設</u>に係る<u>指導及び助言</u>に関すること。</p> <p>(8) 第23条第 2 号の規定による<u>特定公共的施設</u>に係る<u>指導及び助言</u>に関すること。</p> <p>45～61 [略]</p>	<p>やさしい福祉のまちづくり条例施行規則（平成12年宮崎県規則第 119号）別表第 1 の第 1 の表及び第 4 の表公共的施設の欄に掲げるものに限る。以下同じ。）に係る<u>協議</u>に関すること。</p> <p>(2) 第18条の規定による<u>公共的施設</u>に係る<u>工事完了の届出の受理</u>に関すること。</p> <p>(3) 第19条の規定による<u>公共的施設</u>に係る<u>完了検査</u>に関すること。</p> <p>(4) 第20条第 1 項の規定による<u>公共的施設</u>に係る<u>適合証の交付</u>に関すること。</p> <p>(5) 第20条第 2 項の規定による<u>公共的施設</u>に係る<u>適合証の交付の請求の受理</u>に関すること。</p> <p>(6) 第20条第 3 項の規定による<u>公共的施設</u>に係る<u>適合証の交付</u>に関すること。</p> <p>(7) 第22条第 1 項の規定による<u>公共的施設</u>又は<u>公共的施設</u>の工事現場への立入調査に関すること。</p> <p>(8) 第23条第 1 号の規定による<u>公共的施設</u>に係る<u>指導及び助言</u>に関すること。</p> <p>(9) 第23条第 2 号の規定による<u>公共的施設</u>に係る<u>指導及び助言</u>に関すること。</p> <p>45～61 [略]</p>
[略]	[略]	[略]
福祉こどもセンター所長及び福祉事務所長	<p>1 社会福祉法による次の事務（南部福祉こどもセンター及び北部福祉こどもセンターに限り、かつ、(1)から(12)まで、(14)及び(15)に掲げる事務にあっては、長寿介護課所管の社会福祉法人及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(20) [略]</p> <p>1 の 2 ～ 9 [略]</p>	<p>福祉こどもセンター所長及び福祉事務所長</p> <p>1 社会福祉法による次の事務（南部福祉こどもセンター及び北部福祉こどもセンターに限り、かつ、(1)から(12)まで、(14)及び(15)に掲げる事務にあっては、長寿介護課所管の社会福祉法人及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(20) [略]</p> <p>(21) 第70条の規定による<u>報告の徴収並びに検査及び調査</u>に関すること（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに係るものに限る。）。</p> <p>1 の 2 ～ 9 [略]</p>
[略]	[略]	[略]
土木事務所長	<p>1～16 [略]</p> <p>17 宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第 19号）による次の事務（串間土木事務所に限る。）</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 第12条の規定による<u>入出港届の受理</u>に関</p>	<p>土木事務所長</p> <p>1～16 [略]</p> <p>17 宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第 19号）による次の事務（串間土木事務所に限る。）</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 第10条の規定による<u>使用の許可等</u>に関すること。</p> <p>(6) 第15条の規定による<u>入出港届の受理</u>に関</p>

<p>すること。 18～23 [略] 24 都市計画法による次の事務</p> <p>(1)～(24) [略] 24の2～26 [略] 26の2 人にやさしい福祉のまちづくり条例による次の事務</p> <p>(1) 第17条第1項の規定による公共的施設に係る適合証の交付の請求の受理に関すること。</p> <p>(2) 第18条第1項の規定による特定公共的施設に係る届出の受理に関すること。</p> <p>(3) 第18条第2項の規定による特定公共的施設に係る届出事項の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(4) 第19条の規定による特定公共的施設に係る工事完了の届出の受理に関すること。</p> <p>(5) 第20条の規定による特定公共的施設に係る完了検査に関すること。</p> <p>(6) 第22条第1項の規定による特定公共的施設又は特定公共的施設の工事現場への立入調査に関すること。</p> <p>(7) 第23条第1号の規定による特定公共的施設に係る指導及び助言に関すること。</p> <p>(8) 第23条第2号の規定による特定公共的施設に係る指導及び助言に関すること。</p>	<p>すること。 18～23 [略] 24 都市計画法による次の事務</p> <p>(1) 第23条第6項の規定による協議に関すること。</p> <p>(2)～(25) [略] 24の2～26 [略] 26の2 人にやさしい福祉のまちづくり条例による次の事務</p> <p>(1) 第17条の規定による公共的施設に係る協議に関すること。</p> <p>(2) 第18条の規定による公共的施設に係る工事完了の届出の受理に関すること。</p> <p>(3) 第19条の規定による公共的施設に係る完了検査に関すること。</p> <p>(4) 第20条第1項の規定による公共的施設に係る適合証の交付に関すること。</p> <p>(5) 第20条第2項の規定による公共的施設に係る適合証の交付の請求の受理に関すること。</p> <p>(6) 第20条第3項の規定による公共的施設に係る適合証の交付に関すること。</p> <p>(7) 第22条第1項の規定による公共的施設又は公共的施設の工事現場への立入調査に関すること。</p> <p>(8) 第23条第1号の規定による公共的施設に係る指導及び助言に関すること。</p> <p>(9) 第23条第2号の規定による公共的施設に係る指導及び助言に関すること。</p>
<p>[略]</p> <p>港湾事務 1～11 [略] 所長 12 宮崎県漁港管理条例による次の事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 第12条の規定による入出港届の受理に関すること。</p>	<p>[略]</p> <p>港湾事務 1～11 [略] 所長 12 宮崎県漁港管理条例による次の事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 第10条の規定による使用の許可等に関すること。</p> <p>(6) 第15条の規定による入出港届の受理に関すること。</p>
<p>[略]</p> <p>付表 (西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)</p> <p>1～6 [略] 7 元気のいいふるさとづくり事業補助金交付要綱 (平成17年4月1日定め) に基づく補助金 8～13 [略] 14 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱 (平成10年4月1日定め) に基づく補助金のうち、大規模担い手育成等コスト低減対策事業、米需給システム体制強化支援事業、園芸産地基盤強化緊急整備事業、メロン産地改革緊急支援事業、産地加工施設対応畑作農業推進事業、挑戦!みやざき</p>	<p>[略]</p> <p>付表 (西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)</p> <p>1～6 [略] 7 みんなでつくるいきいきふるさと事業補助金交付要綱 (平成22年9月1日定め) に基づく補助金 8～13 [略] 14 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱 (平成10年4月1日定め) に基づく補助金のうち、稲作等生産構造改革促進対策事業 (大規模担い手育成等コスト低減対策事業)、戸別所得補償制度導入円滑化対策事業 (戸別所得補償制度活用推進事業)、企業と育苗県内農産物需要拡大促進事業</p>

施設園芸産地改革事業、新みやざき園芸産地再生事業、元
気みやざき園芸産地確立事業、「みやざきの花」産地パワ
ーアップ推進事業、宮崎ならではの果樹産地構造改革推進
事業、緊急！みやざきの中山間果樹産地再構築事業、果樹
ブランド力向上産地戦略推進事業、葉たばこ等特用作物経
営安定対策事業及び茶業経営構造改革総合対策事業に係る
補助金

15～31 [略]

32 宮崎県林業担い手対策基金事業補助金交付要綱（平成13
年 4 月 9 日定め）に基づく補助金のうち、社会保険等整備
事業に係る補助金

33～44 [略]

、園芸産地基盤強化緊急整備事業、メロン産地改革緊急支
援事業、産地加工施設対応畑作農業推進事業、挑戦！みや
ざき施設園芸産地改革事業、新みやざき園芸産地再生事業
、元気みやざき園芸産地確立事業、「みやざきの花」産地
パワーアップ推進事業、「日本一」スイートピー新技術実
証緊急対策事業、宮崎ならではの果樹産地構造改革推進事
業、緊急！みやざきの中山間果樹産地再構築事業、果樹ブ
ランド力向上産地戦略推進事業、葉たばこ等特用作物経営
安定対策事業、茶業経営構造改革総合対策事業及び特用作
物生産力向上サポート事業に係る補助金

15～31 [略]

32 宮崎県林業担い手総合対策基金事業補助金交付要綱（平
成23年 4 月 1 日定め）に基づく補助金のうち、就労条件整
備事業及び就労環境改善施設整備事業に係る補助金

33～44 [略]

45 宮崎県地域農業推進事業費補助金交付要綱（平成18年 4
月 3 日定め）に基づく補助金のうち、連携と交流による頑
張る農村支援事業、口蹄疫復興対策農業・農村支援事業及
び大地に描く！地域農業新価値創出事業に係る補助金

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表西臼杵支庁長の項第44号の2の改正規定及び同表土木事務所長の項第26号の2の改正規定は、平成24年1月1日から施行する。

訓 令

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成23年10月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第7号

本 庁
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第3条関係）	[略]	別表第1（第3条関係）	[略]
付表	<p>1～16 [略]</p> <p>17 港湾法（昭和25年法律第218号）第4条第4項の規定による<u>地方港湾区域の認可</u>に関すること。</p> <p>18 [略]</p>	付表	<p>1～16 [略]</p> <p>17 港湾法（昭和25年法律第218号）第4条第4項の規定による<u>避難港に係る港湾区域の協議及び同意</u>に関すること。</p> <p>18 [略]</p>
別表第2（第4条関係）	本庁各課共通専決事項	別表第2（第4条関係）	本庁各課共通専決事項
事務	事項	専決区分	摘要
		副 部 次 課 課 担 知 長 長 長 長 リー 事 長 長 長 長 ー 事 事 事 事 ー 事 事 事 事 ー 事 事 事 事 ー	
[略]	[略]	[略]	[略]
11 財	[略]	11 財	[略]
務等	(10) 予算執行伺	務等	(10) 予算執行伺
に関	及び支出負担行	に関	及び支出負担行

<p>する 事務</p>	<p>為に関すること。 。ただし、支出負担行為にあっては、次に掲げるものを除く。 ア 報酬（専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を定める規則（昭和31年宮崎県規則第44号）において規定するその他の非常勤職員に係るものに限る。） イ～キ [略]</p>		<p>する 事務</p>	<p>為に関すること。 。ただし、支出負担行為にあっては、次に掲げるものを除く。 ア 報酬（専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則（昭和31年宮崎県規則第44号）において規定するその他の非常勤職員に係るものに限る。） イ～キ [略]</p>	
	<p>(11) 支出命令に関すること。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 報酬（専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を定める規則において規定するその他の非常勤職員に係るものに限る。） イ～キ [略] [略]</p>	<p>[略]</p>		<p>(11) 支出命令に関すること。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 報酬（専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則において規定するその他の非常勤職員に係るものに限る。） イ～キ [略] [略]</p>	<p>[略]</p>

別表第3（その2）（第4条関係）

本庁各課特定専決事項

課	担当リーダー特定専決事項
人事課	<p>1 <u>専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を定める規則において一般職の職員の職務の級との権衡を考慮して別に定めるとされている非常勤職員及び職員以外の者の相当するとみなされる職務の級に関すること。</u> 2 [略]</p>
[略]	

別表第3（その2）（第4条関係）

本庁各課特定専決事項

課	担当リーダー特定専決事項
人事課	<p>1 [略]</p>
[略]	

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成23年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第 8 号

本 庁
各出先機関

宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員の駐在に関する規程（平成19年訓令第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
所属機関	駐在場所	担当区域	担当事務	所属機関	駐在場所	担当区域	担当事務
[略]				[略]			
労働政策課	宮崎市橋通 東4丁目8 番1号（カ リーノ宮崎 内）	[略]		労働政策課	宮崎市錦町 1番10号（ 宮崎グリー ンスフィア 壱番館内）	[略]	
[略]				[略]			

附 則

この訓令は、平成23年10月11日から施行する。

公 告

宮崎県条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成23年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 免税証の種類
100ℓ券1枚
- 2 用途
農業等
- 3 記号及び番号
100ℓ券G 3001934
- 4 有効期間
平成22年8月5日から平成23年8月4日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
有限会社 田之上石油店 平塚給油所
- 6 紛失年月日
平成23年5月1日

宮崎県児童相談所関連業務管理システム構築業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

平成23年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 企画提案競技に付する事項
 - (1) 業務件名 宮崎県児童相談所関連業務管理システム構築業務
 - (2) 業務の特質等 宮崎県児童相談所関連業務管理システム構築業務企画提案競技実施要領及び要求定義書（以下「実施要領等」という。）による。
 - (3) 納入期限 平成24年3月30日（金）
- 2 企画提案競技に参加する者に必要な資格
 - (1) 平成23年宮崎県告示第154号に規定する資格を有する者で、物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に規定する競争入

札参加資格者名簿における業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が電算業務、種目が電算処理（システム開発を含む。）の者であること。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立ての事実がある者あつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (3) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押え等金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になった者でないこと。
- (4) 共同企業体で参加する者あつては、共同企業体の構成員が前記(1)から(3)の要件を満たすこと。
- 3 実施要領等の交付場所及び交付期間
 - (1) 場所 宮崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課家庭福祉担当
 - (2) 期間 平成23年10月3日（月）から平成23年11月11日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 4 企画提案競技事前説明会の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県庁3号館4階会議室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
 - (2) 日時 平成23年10月11日（火）午後1時30分から
- 5 企画提案競技参加資格確認申請書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 宮崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課家庭福祉担当
 - (2) 提出期限 平成23年11月4日（金）午後5時
 - (3) 提出方法 持参又は送付（送付あつては、書留郵便又はそれと同等の手段によること。）
- 6 企画提案書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 宮崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課家庭福祉担当
 - (2) 提出期限 平成23年11月11日（金）午後5時

- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段によること。）
- 7 業務委託予定者の選定方法
資格確認の上、企画提案書等の書類をもとに、別に設置する宮崎県児童相談所関連業務管理システム構築事業者選定委員会を経て、業務委託予定者を選定する。
- 8 企画提案競技に関する事務を担当する部局
宮崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課家庭福祉担当（県庁3号館3階） 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話0985（26）7570
- 9 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 その他
 - (1) この企画提案競技による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会が、調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この企画提案競技に関する詳細は、実施要領等による。
- 11 Summary
 - (1) Purpose: Project for Establishing a Management System for Projects Relating to the Child Consultation Center
 - (2) Proposal Submission Deadline: 5:00 p.m. November 11, 2011
 - (3) Where to Submit: Miyazaki Prefectural Government, Public Welfare and Health Department, Children's Affairs Bureau, Child and Family Affairs Division (Family Welfare

Head) 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501, Japan Tel: +81-0985-26-7570

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第10条第 1 項の規定により、田野町村内地区土地改良区（宮崎市）の設立を平成23年 9 月13日認可した。

平成23年10月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、西都市が行う土地改良事業（中水流地区、ため池等整備事業）の施行協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年10月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
決定に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間
平成23年10月 3 日から平成23年11月 1 日まで
- 3 縦覧場所
西都市役所農林振興課内

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成23年10月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-21)第2006号	大瀬建設産業(株)	吉岡 宜彦	宮崎県延岡市出口町10-5	一般	管工事業	平成23年 8 月 5 日付で廃業した旨の届	平成23年 8 月 5 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(特-21)第2006号	大瀬建設産業(株)	吉岡 宜彦	宮崎県延岡市出口町10-5	特定	造園工事業	平成23年 8 月 5 日〃	平成23年 8 月 5 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第5561号	(有)西種子田電気水道店	福元 智子	宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 583	一般	土木工事業、とび・土工工事業、電気工事業、ほ装工事業、水道施設工事業、消防施設工事業	平成23年 8 月 4 日〃	平成23年 8 月 4 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第9583号	(有)アート木之下	木之下 一美	宮崎県都城市安久町6112-8	一般	土木工事業、とび・土工工事業	平成23年 8 月 5 日〃	平成23年 8 月 5 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第 10449号	相馬工業(株)	相馬 誠一	宮崎県宮崎市佐土原町下田島 11344	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成23年 8 月 26 日〃	平成23年 8 月 26 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-21)第 12608号	住まい自由工房	杉田 浩二	宮崎県宮崎市大字大瀬町 416-1	一般	建築工事業	平成23年 7 月 22 日〃	平成23年 7 月 22 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第4037号	(有)綾工務店	綾 好幸	宮崎県日向市大字財光	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび	平成23年 8 月 18 日〃	平成23年 8 月 18 日 (全廃業)

			寺3609-35		・土工事業、石工事業、ほ装工事業、水道施設工事業		
宮崎県知事許可(般-18)第7237号	(株)東新技建	持原 初美	宮崎県延岡市石田町3568	一般	土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成23年8月31日	平成23年8月31日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第7646号	塩月工業	塩月 位	宮崎県児湯郡都農町大字川北5037	一般	建築工事業	平成23年8月23日	平成23年8月23日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第12423号	永友鐵工建設	永友 直	宮崎県延岡市栗野名町1600	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、板金工事業、塗装工事業	平成23年8月3日	平成23年8月3日(全廃業)

正 誤

平成23年7月21日付け県公報（号外第62号）中

ページ	誤	正
15	自 年 月 日 時 分から 至 年 月 日 時 分から	自 年 月 日 時 分から 至 年 月 日 時 分まで